

# 一般財団法人大阪スポーツみどり財団 大阪市体育協会設置要綱

最近改正：平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団（以下「財団」という。）定款第4条第1号に掲げる事業のうち、スポーツの普及振興及び競技団体との連携に関する事業の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(大阪市体育協会)

第2条 スポーツ競技団体（以下「加盟競技団体」という。）との連携や財団のスポーツ事業を円滑に推進するため、財団に大阪市体育協会（以下「体育協会」という。）を置く。

2 体育協会は、加盟競技団体により構成する。

3 体育協会に会長を設置し、財団副理事長をもって充てる。

体育協会会長は、財団理事長承認の下で第1項に定める事業を円滑に推進するため、必要な業務を行なう。

4 体育協会に副会長を置く。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行なう。

5 体育協会の運営を行なうため、各加盟競技団体から選出された体育協会運営委員（以下「運営委員」という。）により構成された大阪市体育協会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(加盟競技団体)

第3条 加盟競技団体は、別途定める内規にもとづく団体とする。

第4条 加盟競技団体がその都合により脱退しようとするときは、その理由を付して会長に脱退届を提出しなければならない。

2 会長は、前項に該当する場合および体育協会の加盟競技団体として不相当と認められるときは、体育協会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を得て脱退させることができる。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる

4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(専門委員会)

第6条 体育協会は、必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称、組織及び業務は、会長が定める。

(庶務)

第7条 体育協会の庶務は、財団事業開発部スポーツ事業チームにおいて行なう。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、財団理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い「大阪市体育協会規約（平成21年4月1日施行）」ならびに同規約にもとづく諸規程はすべて廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から改正施行する。